ることを要しない。ただし、当該授権をしようとする者が当該事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を求める場合は、この限りでない。

一　法第二十六条第一項の規定による公告を閲覧したこと。

二　法第二十七条第一項の規定による通知を受けたこと。

（説明事項）

第七条　法第三十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十六条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

二　［略］

三　簡易確定手続申立団体が二以上ある場合にあっては、他の簡易確定手続申立団体が法第十三条の簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

四　法第三十四条第一項の授権により簡易確定手続申立団体が行う業務の範囲

［五・六　略］

七　仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている場合にあっては、その内容及び法第六十四条の規定に基づき平等に取り扱わなければならないこと。

2　法第五十七条第八項において準用する法第三十五条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十六条第一項第三号から第九号までに掲げる事項

二　届出消費者が債権届出団体に対して法第五十七条第一項の授権をする方法及び期間

三　届出消費者からの問合せに対応する時間帯

（説明事項）

第七条　法第三十二条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項第二号から第六号までに掲げる事項

二　［同上］

三　簡易確定手続申立団体が二以上ある場合にあっては、他の簡易確定手続申立団体が法第十四条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

四　法第三十一条第一項の授権により簡易確定手続申立団体が行う業務の範囲

［五・六　同上］

七　仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている場合にあっては、その内容及び法第五十九条の規定に基づき平等に取り扱わなければならないこと。

2　法第五十三条第八項において準用する法第三十二条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二　届出消費者が債権届出団体に対して法第五十三条第一項の授権をする方法及び期間

三　届出消費者からの問合せを受けるための債権届出団体の連絡先及びこれに対応する時間帯

四　［略］

五　法第五十七条第一項の授権により債権届出団体が行う業務の範囲

［六・七　略］

（業務規程の記載事項）

第八条　法第七十一条第五項（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　被害回復関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　イの業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項

ニ　［略］

ホ　請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対して異議を申し立てる権利の放棄、簡易確定決定に対する異議の申立て、当該異議の申立ての取下げ、異議後の訴訟における訴えの取下げ又は上訴若しくは上訴の取下げをしようとする場合において法第三十四条第一項又は法第五十七条第一項の授権をした者の意思を確認するための措置に関する事項

ヘ　法第七十一条第四項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

ト　［略］

チ　その他必要な事項

四　［同上］

五　法第五十三条第一項の授権により債権届出団体が行う業務の範囲

［六・七　同上］

（業務規程の記載事項）

第八条　法第六十五条第五項（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　被害回復関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

ハ　イの業務に付随する対象消費者に対する情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項

ニ　［同上］

ホ　請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対する異議の申立て又は上訴若しくは上訴の取下げをしようとする場合において法第三十一条第一項又は法第五十三条第一項の授権をした者の意思を確認するための措置に関する事項

ヘ　法第六十五条第四項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項

ト　［同上］

［号の細分を加える。］